

# 障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

(改正障害者差別解消法(令和3年6月4日公布)が、令和6年4月1日に施行されます。)

## 共生社会推進事業者認定制度 スタートしました!

金沢市と金沢市障害者施策推進協議会は、障害のある人への差別解消や配慮を促進するため、「共生社会を推進する金沢共同宣言」(令和4年12月5日)を行いました。宣言に伴い、「共生社会推進事業者認定制度」を開始し、障害のある人への差別解消や合理的配慮の提供に取り組む事業者を認定します。

### 【合理的配慮の提供例】

※合理的配慮とは、障害のある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意志が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること



段差のある場所に  
スロープを設置する



視覚に障害のある方の  
求めに応じて道案内する



聴覚に障害のある方と  
筆談で会話する

## 事業者認定制度にご応募ください!



認定ステッカー

### ●対象となる事業者(市内に活動拠点)

- ・企業、法人、店舗(個人・法人問いません)
- ・市民団体、活動グループ・サークル、町会団体など

### ●認定要件

- ・改正障害者差別解消法の研修会の受講  
(事業者内で研修することもできます)
- ・障害のある人と交流するなどの活動を行うこと など

## 共生社会推進サポーターを派遣します!

- ・事業者内研修会の講師
- ・障害のある方への差別解消や合理的配慮についての助言など

認定制度の詳細は  
こちらをご覧ください。



共生社会推進事業者認定やサポーターの派遣を希望される場合には、金沢市障害福祉課まで事業者名・住所、担当者名、連絡先などを電話、FAX、メールでご連絡ください。

【お問い合わせ先】〒920-8577 金沢市広坂1-1-1 金沢市障害福祉課 TEL 076-220-2289 FAX 076-232-0294

Email: syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

※「共生社会を推進する金沢共同宣言」は裏面へ

## 共生社会を推進する金沢共同宣言

金沢市と金沢市障害者施策推進協議会は、「障害のある人もない人も、すべての人が一人ひとり大切にされ、いきいきと自分の生き方ができるまち・金沢をめざす。」というノーマライゼーションプラン金沢の精神を、すべての市民に理解、浸透を図るとともに次代に引き継いでいきます。

障害の有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰一人取り残すことのない「ともに創り、ともに生きるまち」の実現に向けて、市民、事業者、地域と連携し、断固とした決意をもって、次の事項に取り組むことをここに宣言します。

- 一 障害を理由とする一切の差別を解消します。
- 一 合理的配慮の提供を促進し、社会的な障壁を取り除きます。
- 一 障害のある人とない人が相互に理解し、支えあう環境づくりに取り組みます。
- 一 障害があっても自分の生き方を選択できる社会を推進します。
- 一 すべての市民が安全安心に暮らすことができる地域社会を実現します。

令和4年（2022年）12月5日

金沢市長

金沢市障害者施策推進協議会会長

村山 卓

堤 敏 朗